

会議録

会議の名称	第10回 西東京市地域コミュニティ検討委員会
開催日時	平成25年2月18日 18時30分～20時30分
開催場所	田無庁舎5階 502会議室
出席者	委員：伊村委員（委員長）、伊藤委員（副委員長）、鶴野委員、工藤委員、志村委員、土方委員、丸山委員、望月委員 事務局：協働コミュニティ課長、協働コミュニティ課市民活動推進係長、協働コミュニティ課市民活動推進係主事、株式会社エックス都市研究所
報告事項	(1) 「いこいーなの地域いーな通信 第4号」発行について (2) 自治会・町内会現状調査の進捗状況について (3) 「基本方針（素案）」に係るパブリックコメントの結果及び「基本方針（案）」について (4) 西東京市自治会・町内会ガイドブック、ハンドブック及びみんなで加入しよう自治会・町内会（パンフレット）について
議題	(1) 今後の進め方について
会議資料の名称	資料 いこいーなの地域いーな通信（第4号） （資料1）西東京市自治会・町内会分布図（現調査時点） （資料2）「（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針（素案）」に係るパブリックコメントの結果について （資料3）（仮称）西東京市地域コミュニティ基本方針（案） （資料3：補足資料）基本方針（素案）と基本方針（案）の対照表 （資料4）西東京市自治会・町内会ガイドブック （資料4-2）西東京市自治会・町内会ガイドブック （資料5）西東京市自治会・町内会ハンドブック （資料6）みんなで加入しよう自治会・町内会（パンフレット） （資料7）今後の進め方について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開会	○事務局： 第10回西東京市地域コミュニティ検討委員会を開会する。まず、本日の議題を確認させていただく。 （議題の確認） 次に、資料の確認をさせていただく。 （会議資料の確認）
2 報告事項	委員長：

事務局より報告事項についての説明をお願いしたい。

報告事項 (1) 「いこいなな地域いな通信第 4 号」発行について

○事務局：

地域いな通信は、2 月 7 日に発行した。表面には 12 月に開催しました「わがまちを知ろう、ワークショップ防災」についての事業概要と当日の様子について写真や地図を掲載させていただいている。裏面については、表紙のワークショップ防災の記事と関連させ避難場所・避難所についての記事を載せさせていただいた。市内にある避難場所については、それぞれ役割が違うことを伝えている。

また、安全安心いなメールの登録方法も載せさせてもらっている。このほか、防犯講演会についての記事も掲載させていただいている。

この防犯講演会については、3 月 30 日に開催を予定しているが、市の危機管理室と協働コミュニティ課とともに実施するものである。講師には、立川市の大山自治会会長にご参加いただく予定になっている。

また、田無警察署に協力いただき、公演をお願いしている。場所は市民会館で午前 9 時 30 分から 11 時 30 分を予定している。

地域いな通信は、市内の掲示板、関係機関、消防署、警察署、市役所の中の情報公開コーナーや保谷庁舎、田無庁舎にも掲載しているほか、民生委員、児童委員、地域包括支援センターにも配布させてもらっている。

委員長：

何か意見はないか。

委員：

市民の方の反響はあったか。

○事務局：

地域いな通信についての意見というのは特別頂いてはいないが、協働コミュニティ課の窓口にいちゃったお客様は持ち帰ってもらったり、興味を示してもらったりしている。

今後は、今年 3 月に第 5 号を出す予定である。

報告事項 (2) 自治会・町内会現状調査の進捗状況について

○事務局：

資料 1 は、1 月 31 日時点で判明した自治会・町内会について掲載している。1 月中に回答いただけてない自治会・町内会をまわり、再度協力を頂けるようにお話し、回答いただけたところについて追加して記載している。

1 月 31 日時点で 233 組織の自治会・町内会があることが分かっている。北東部地域は 43 組織、西部地域は 63 組織、中部地域は 46 組織、南部地域は 81 組織が把握している組織である。

1 月 31 日を回答の締め切りとしているため、これ以降に分かった自治会・町内会については、ガイ

ドブックやハンドブックには掲載できないかもしれない。ただ、もしかしたらまだ回答いただける自治会・町内会があるかもしれない。

資料1には、自治会・町内名等の公表に同意していない組織を赤字で載せている。ガイドブックやハンドブックには名前は載せず、「ほか」という表現で対応したいと考えている。

委員長：

2年間の成果としてようやくここまで来たが、今回の調査結果をハンドブックなどに反映することになるということか。

○事務局：

場所はわからないようにはするが、どこの地区に何組織あるのか、どういう自治会・町内会があるかということについては載せさせていただく。

4月1日の市報でどれくらい見つかったというのを公表する予定だが、「もしここに載っていない自治会・町内会がありましたらお知らせください」という形で随時情報収集したいと考えている。

委員：

自治会・町内会が、大方これくらいあるという理解でよいか。

○事務局：

ご指摘の通りである。

委員：

各自治会の加入世帯数は把握しているのか。

○事務局：

加入世帯数は、集計途中である。公表する際には、西東京市全体の世帯数から割り出して加入率も出すつもりである。その際、資料1で赤字表記の自治会・町内会も含めて算出する予定である。

委員：

西東京市全体でどれくらいの世帯数が組織化されているのか、またそれに近い状態にあるのかが分かれば、今後の活性化につながっていくものと思われる。いつ頃公開するつもりか。

○事務局：

4月に市報の方で発表するつもりである。

委員：

未公表の自治会・町内会はどのくらいあるのか。

委員：

こちらで調べたところ、北東部 9、西部 7、中部 7、南部 19、合計 42 の組織、全体の 18%あるようである。

委員：

市で把握をしていながら、未だ回答いただいていない自治会はどの程度あるか。

○事務局：

把握している全自治会・町内会を回っており、調査票は渡しているものの、回答をもらえないというところや、自治会・町内会としてもそもそも活動をあまりしていないため、回答をいただけていないところがあるかもしれない。

西東京市は、都営住宅が多くあるため、資料 1 以外に、市が把握していない自治会がある可能性は高い。今後は集合住宅の自治会・町内会についてももっと調べる必要があると思われる。

また、不動産開発業者から、自治会・町内会を作りたいという問い合わせが来ることもあるので、市でもわからないところで組織化されている場合もある。今後市報で呼びかけを行い、情報を入手していきたいと考えている。

委員長：

4 月、5 月に自治会・町内会を公開して、掲載されているところ以外に分かっているところがあればお知らせくださいということ、大きく PR した方がよい。

委員：

自治会・町内会が自分たちの組織のことを公表しないという理由は何か。

○事務局：

あくまで印象だが、おそらくいままで行政が深くかかわってこなかったため、どこまで自治会・町内会に行政がかかわってくるのか半信半疑のところがあるものと思われる。

委員：

自治会・町内会では、集団回収をやっているが、自治会の中でも色々な方がおり、集団回収に反対している会員の方もいるため、出来ないこともあると別の自治会の会長から聞いた事がある。

その自治会は、自治会・町会名を公表しないとのことだが、「なぜ公表しないのか」聞いたところ、他に活動を何もしていないということで、公表しても仕方がないのではという考えがあるようである。資料 1 で赤字になっている自治会・町内会はそういった状況になっているところがあるのではないか。

○事務局：

赤字で掲載している自治会・町内会の中には、しっかり活動を行っているところもある。なぜ活動をしっかりしているのにと思うところもある。ただ、ヒアリングで詳細を把握していないので、それ

以上のことはわからない。

委員：

公表しないところがなぜ公表しないのかを追求しないと活性化しないのではないか。公表しない自治会・町内会にその辺りを聞いてみることも大切だと思う。

委員長：

次に移りたいと思う。

報告事項(3)「基本方針(素案)」に係るパブリックコメントの結果及び「基本方針(案)」について
○事務局：

(仮称)西東京市地域コミュニティ基本方針(素案)に係るパブリックコメントを11月26日～12月25日の1ヶ月間実施し、市民の方からご意見をいただいた。それについての回答を資料2.でまとめている。

委員の方には1月中に回答案ということで事前送付させていただいているため、すでに確認していただいているものと思われる。

パブリックコメントの対象は、市内在住・在勤・在学者・市内に事務所または事業所がある法人、または個人であり、公表したのが2月1日である。市のホームページなどで回答を公表している。提出された意見は7名から33件いただいた。それぞれの意見と市の回答は、資料2に掲載している。

これらを踏まえ、資料3(仮称)西東京市地域コミュニティ基本方針(案)を修正しており、素案から案になっている。こちらは、パブリックコメントを受けて変わった内容は、資料3補足資料で示している。

委員会の中で最終的に委員長との調整で一任していただけることになっているため、事務局と委員長で調整を行った。

委員長：

事務局の説明に対して、意見はあるか。パブリックコメントの回答を出して、その後何か回答はあったか。

○事務局：

特にない。

委員：

パブリックコメントによって基本方針の案を変える項目はあるか。「検討します」という表現が多いが、素案の内容を変更するということはないか。

○事務局：

あくまで基本方針は「方針」であると考えている。また、ご質問いただいた内容は、回答の中に含

まれていると事務局は考えるので、これ以上踏み込んだ回答はできないと考えている。

本年度は方向性を決め、来年度に（仮称）地域協議会やモデル事業を実施し、それらを踏まえてどのような施策が西東京市として向いているのかを検討していく。今現在、何も実施していない段階なので、コミュニティの構築に向けてどのようなことが望ましいのかはつきりしない段階だと考えている。その辺りを実施する事業の中で確認していきたいと考えている。

委員：

ただ、意見を提出した方からすると意見が反映されないという考えになってしまう恐れがあるので、実施段階だということを付け加えた回答をした方が良いのではないかと考えている。市民からのクレームが来た場合、そのような対応が必要になるものと思われる。

○事務局：

実はクレームがあった一方で、方向性としては今回提示した素案のようなものでよいという意見もある。

委員：

パブリックコメントは一回か。

○事務局：

その通りである。

委員：

実際に自治会を運営している人々を一堂に集めて、意見を募る場を設ける必要があると感じている。

○事務局：

その点については、後の議題でお話しさせていただきたいと思う。

委員長：

2年間の活動によって自治会・町内会の数や基本方針を取りまとめる事ができた。これからいよいよ活動実施のステージになる。

委員：

素案から案に変わる段階で公表する予定はあるか。それとも、案が取れた段階で公表することになるのか。

○事務局：

外部の決済や手続きを踏んでから公表するつもりであり、案が取れた最終的な段階で公表という形にしたいと考えている。

素案はパブリックコメントのためであり、案は内部の手続きを踏むためのものである。公表するときは、案はない段階になる。

副委員長：

パブリックコメントによって、どこをどう変えたということを明確にするようなことコメントも資料 2 には見受けられたが、それに対する対応はどうするつもりか。

○事務局：

パブリックコメントの公表の仕方については一般的な手法をとっている。対照表を載せてやるという方法が他の案件でもなかったので、慣例に沿った通常のやり方にした。その結果、今回のやり方になった。

副委員長：

パブリックコメントの中にある「変更箇所を一覧にして公表してください」という意見に対して、「変更箇所をご確認ください」という回答は、対照表か何かで公表するのか。

○事務局：

対照表ではなくて、資料 3 と全く同じ形式で公表する予定である。素案はすでに公表しているので、実際にどこが変わったかは、素案と公表された基本方針で確認していただくことになる。

報告事項 (4) 西東京市自治会・町内会ガイドブック、ハンドブック及びみんなで加入しよう自治会・町内会 (パンフレット)

○事務局：

まずガイドブックについてだが、1 月中に各委員にご確認いただいて、その後、庁内の関係各課、その他関係機関、東京都、社会福祉協議会にご協力いただき、内容を確認してきた。

中身は、これまで委員会で示した内容と変更はないが、文言や表現、連絡先の変更を行っている。

また、自治会・町内会のリストも最新のものに更新している。印刷に間に合う範囲で報告があれば追加するかもしれないが、基本的にはこの内容で印刷にかかることになる。

一番後ろの様式について、今回市の中で確認し、申込書や申請書等について追加で掲載しているものがある。

資料 4-2 については、資料 4 と内容は変わらないが、目次が両面見開きで見られるようにしている。

また、右側に 1 ページ目が来るようにレイアウトを変えてある。

委員長：

どちらが見やすいか、という事か。

○事務局：

どちらが見やすいかご意見をいただきたい。

委員長：

意見はないか。

目次は、見開きの方が良い。行政の方もそちらの方が使いやすいと思う。

各章のはじまりは、白紙のページを入れてもよいので、右側から始まるようにした方が良いのではないか。ルールを決めておいた方が良い。

目次は見開きの方で良いか。

委員：

見開きの方が良い。

委員長：

各章のはじまりについては、どうか。常に右から始まる方が、使いやすいのではないか。白紙があるようであれば、いこいーなを挿入しても良いのではないか。

委員：

どちらでも良いかと思う。

委員長：

では、目次だけ変えて、後は事務局に一任する。

委員：

文法的におかしい部分、誤字脱字等の最終チェックを印刷前にすべきである。

委員：

資料 1 とガイドブックの中の自治会・町内会の非公開組織数が微妙に異なる。また、同じ地域に同じ名前の自治会・町内会があり、一方が公開してもよくて、一方が非公開の場合もあるようなので、注意が必要である。

○事務局：

事務局でどのような対応を図るか検討したい。

委員長：

「リストは同意を得た自治会・町内会です」という注意書きをするとともに、「同じ名前の自治会・町内会」があるという表記を付けてみてはどうか。

委員：

自治会・町内会の掲載順は、どのような順番か。

○事務局：

住所順である。

副委員長：

アイウエオ順のほうが良いかもしれない。

○事務局：

五十音順、注釈、あとは括弧書きで町名を入れられるかどうか、確認をしてみる。かぶっているところは自治会・町内会の方と相談して良い解決策を考える。

今ご意見いただいた内容で、もう一度見直しをかけて、見直しがかかった時点で委員の皆様にお送りするので、そこでおかしいところがないか確認いただく。それで了解を得られた段階で印刷に回したいと思う。時間はタイトであるが、お願いしたい。

資料5の自治会・町内会ハンドブックについて、実際の大きさはA4の半分になる。中身についてはガイドブックと同じだが、関係機関に内容確認していただいて文言や連絡先に変更がある。

委員長：

ハンドブックについてはどうか。

副委員長：

12ページの「市への届け出、会長の変更を行った際には、協働コミュニティ課にお知らせください」というところで、「※消防署や警察署にも知らせます」というのは、会長が知らせるのか、それともコミュニティ課が知らせてくれるのか、どちらか。

○事務局：

自治会・町内会の方で連絡していただくつもりで書いたが、確かに「知らせます」だとわかりづらい。

副委員長：

「知らせてください」なら知らせてくれるが、「知らせます」だと協働コミュニティ課がやってくれると思ってしまう。

○事務局：

警察については、調整していない。

○事務局：

消防署への連絡は昔から行っているため、うまく連携出来ているが、警察や市役所とはまだ連絡体制がつくれていない。

○事務局：

協働コミュニティ課としては、会長の変更等の情報提供について、自治会・町内会長から同意をいただいているものについては、リストにしてまとめて、消防や警察等の関係機関に送ることは、問題ないと理解している。

○事務局：

自治会・町内会からは変更の連絡先は、一本化した方が良いというお話も伺っている。連絡体制の一本化については、消防署と別途相談したいと思う。

委員：

変更連絡は義務になるのか。

○事務局：

義務ではない。

委員：

ガイドブックの 65 ページにある様式を行政に届け出す形になるのか。

○事務局：

年度初めには自治会・町内会に、「新しい会長を教えてください」という文章と記入用紙を送るが、その年度の途中で自治会・町内会長さんが変わることもあるので、その時はガイドブックにある申請用紙を使っただけでいいと思う。

委員：

「市から警察署、消防署にも連絡します」と言った一文を入れたほうが良いのではないかと。

委員：

確認だが、ハンドブックで示されているのは、自治会・町内会から、市役所、消防署、警察署に連絡してほしいという意味なのか。

○事務局：

ご指摘の通りである。

委員長：

これを読んだら、協働コミュニティ課に提出すれば、協働コミュニティ課の方から消防署と警察署に言ってくれるものだと思ってしまう。

警察も自治会・町内会の情報が欲しいと言っているか。

○事務局：

警察では、地域のご家庭に調査についてその世帯の名前や細かいことを聞きにいつている。警察としてもこうした情報は欲しいと思われる。

ただし、協働コミュニティ課から、「積極的にありますよ」という形での提供は考えていない。もし同意していただければ警察署や消防署にも連絡をする等の表現しながら対応していければと思った。

委員長：

心配なのは、会長変更の聞き方について、町会長に選択権があるような書き方をしてしまうと、協働コミュニティ課の業務が煩雑になるのではないかと。本来の事業推進のために使うべきエネルギーが削がれるのではないかと。一方で、黙ったまま消防や警察に情報提供するわけにもいかないで、「消防署や警察署にも情報提供させていただきます。ご都合が悪かったらご相談ください。」等の表現にしてみてもどうか。

副委員長：

これまで西東京市では、会長が交代した場合、消防署に変更の連絡があったが、これを協働コミュニティ課に変更するのか、それとも、消防署に伝え、さらに協働コミュニティ課にも伝えるのか、この辺りは、消防署と協働コミュニティ課で調整を図らないといけない。

委員長：

市民の混乱を避けるためにも、今回は消防署だけにしておき、その後市民の様子を見て、警察署を追加するなど、ワンステップ置いた方が良くもしいない。

副委員長：

ガイドブックには、様式を作っているが、これまで消防署では、会長変更については電話対応だった。印鑑まで押す必要があるかどうか。

委員：

消防はいいけど、警察にはちょっと連絡したくないというのはある。警察に情報を伝えるには、警察に連絡するメリットがあるということを言わないといけないのではないかと。

○事務局：

西東京市だけではなく、会長が毎年変わる自治会・町内会が多い。いつかは自分の個人情報が出るのではないかと考えている方が多い。特に若い世代の人はそのように思っている。その点は、行政の努力が必要だと感じている。

委員：

今、会長が変わった場合、どこに連絡がいくことになっているのか。

事務局：

市の方では、危機管理室等に直接行くことが多い。

委員：

旧保谷市では、市民活動係を作り、そこが自治会の窓口になっていた。警察署では、こうした情報が欲しいと思う。

委員長：

いずれにしても、関係機関と調整していただきたいと思う。

副委員長：

設立届や変更届けについて、個人情報載せるのは難しいのではないかと。消防署では、名前、住所、電話番号だけであり、項目が増えてしまうと、自治会・町内会の負担が大きくなるのではないかと。思う。

○事務局：

最近では、メールアドレスをもっている自治会・町内会もある。メールであれば、郵送よりも早く情報をいただいたり提供したりできる。

委員長：

メールアドレスについては、会長個人のもを記入させるのではなく、自治会・町内会のもを記入させるように、記入欄に工夫が必要である。

議題（1）今後の進め方について

副委員長：

新しく転入してきた人用に市民課で配布する取組もあるのか。

○事務局：

ご指摘の通りである。

委員：

これまでのコミュニティが行ってきたことを踏まえながら、新たなコミュニティをどう構築していくのか。もう一步違う視点があるのではないかと。そういった議論をする必要があるのではないかと。

○事務局：

事務局としては、平成 25 年度は地域コミュニティ再構築に向けた重要な年であると認識している。（仮称）地域協議体の設立を始め、そこで行う取組や連携が重要になっていると思う。先日、育成会

の事業に参加させていただいた。この事業には、自治会・町内会が入っていないが、育成会をはじめ、老人会や体操クラブ、PTA、他の学校のPTA、学校などの方々が参加していたが、お互いに協力し合いながら事業を進めていた。このように現在も、様々な組織や団体を取り込んでコミュニティとして頑張っているところもあるので、そうした取り組みを見習いながら、市全体にどう広めて行ったら良いのか平成25年度で考えていきたいと思う。

委員：

自治会・町内会の活性化や（仮称）地域協議体の具体の取り組みをどのように考えいくのか。

○事務局：

自治会・町内会の支援策は、できることからやってみようと考えている。地域コミュニティ再構築についても、出来るところからやれることをやっていこうと考えている。

委員：

小学校、中学校中心に避難所運営協議会が立ち上がっている。今後、どうすべきか議論することになると思うが、その時が活性化のチャンスである。

○事務局：

事務局としても、すでに活動しているところと連携していき、他の地域にも波及効果ができるようにしたいと考えている。

行政職員もそうした取り組みなどに関わる必要がある。

委員：

校区別に避難所運営委員会を作り始めている。市から委嘱されて協議会を進めているが、どちらかというと災害が中心になっている。今の段階では地域コミュニティ検討委員会との結びつきが全然ないが、将来的にはそうした協議会と結びつきができれば良いと考えている。

○事務局：

先日行ったワークショップが良い結びつきになって、庁内においても、危機管理室と協働コミュニティ課で最近一緒に様々な検討するようになってきている。

委員：

災害対策本部を作る市役所には問題がある。市役所の部長が本部に入るが、そういう人々は市内に住んでいないので本部そのものがいつ設置されるのかわからない。したがって、共助が一番問題だと思う。共助のためには地域コミュニティ検討委員会を成功させることが重要である。また、防災訓練の方法も考え直さないといけない。自分たちのまちは自分たちで守ろうという意識が大事である。

○事務局：

学校の協議会はあくまで、子供の事を考えなくてはいけないが、我々は高齢者も含めた全体を考えなくてはいけないので、棲み分けしつつも、連携できる場所はあると思う。連携できるかどうかを模索していきたい。

委員：

市がコミュニティの分野で何かをやりたいといって市民にボールを投げた時、受ける組織がしっかりしていれば、取組に人を出すことができる。ただ市民側からすると様々な事業が多く立ち上げられても、「一体何が違うのか」と混乱することも想定される。

○事務局：

庁内では、様々な関係課から自治会・町内会についての情報及び自治会・町内会への協力が欲しいという要望がある。自治会・町内会に負担がかからないものは、基本的に要望を受けているが、かかるようなものは、自治会・町内会に負担がないようにしなければいけないと考えている。

委員長：

他に意見はあるか。

○事務局：

会議録について、委員から訂正の連絡があったため、訂正している。

平成 25 年度の地域コミュニティ委員会について、事務局としては現行メンバーで 25 年度以降もお願いしたいと考えている。今後、各団体の所属長の方には文章にて依頼を出させていただくつもりである。次回は 4 月を予定している。

4. その他

○事務局：

今回の検討委員会は、4 月 22 日午後 6 時 30 分から開催したいと思う。